

【医療機関・薬局の方々へ】 訪問診療等 | オンライン資格確認の導入が始まります

令和5年11月時点更新

厚生労働省保険局

【目次】

1. 訪問診療等におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要・スケジュール
3. ポータルサイト・問い合わせ先のご案内
4. よくあるご質問

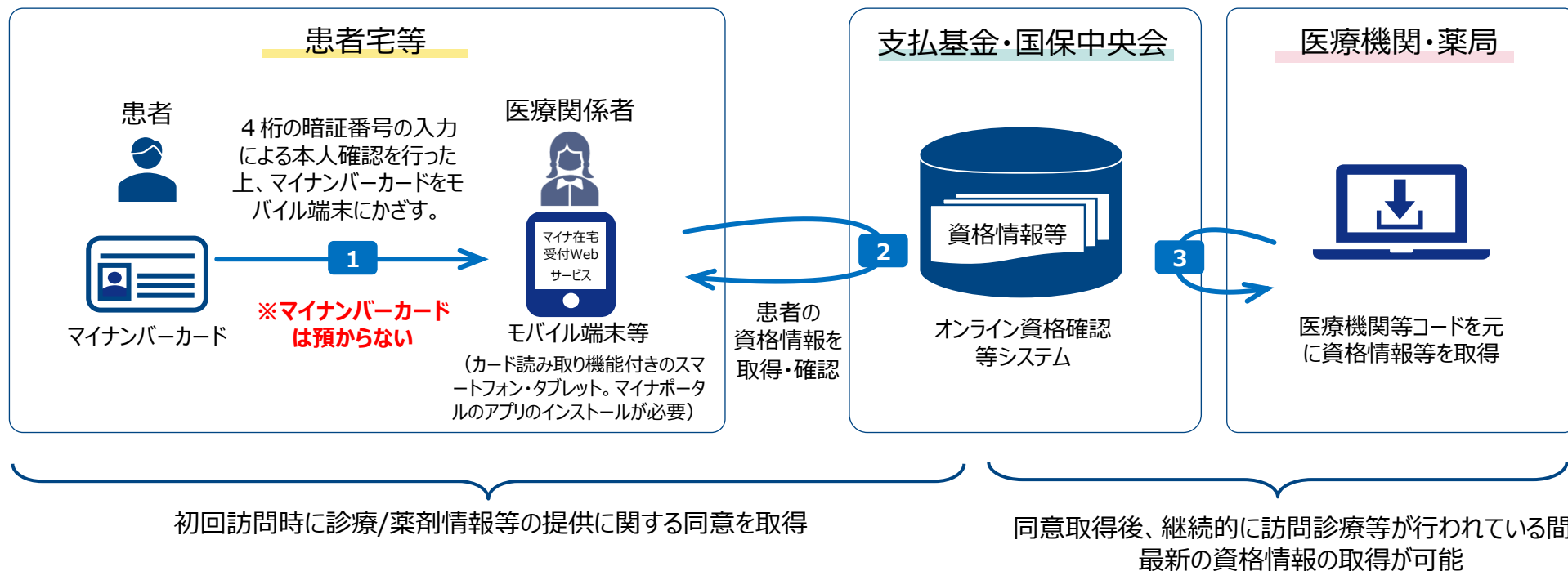
【目次】

1. 訪問診療等におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要・スケジュール
3. ポータルサイト・問い合わせ先のご案内
4. よくあるご質問

訪問診療等におけるオンライン資格確認とは

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）では

- モバイル端末等によるオンライン資格確認が可能となり、患者宅等でも保険資格を確認できるようになります。
- 2回目以降の訪問においては、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、医療機関等において再照会機能を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の患者の同意に基づき取得可能です。



※ 2回目以降は、医療機関・薬局にて、初回訪問時に取得した被保険者証番号等を用いた資格情報等の照会も可能。

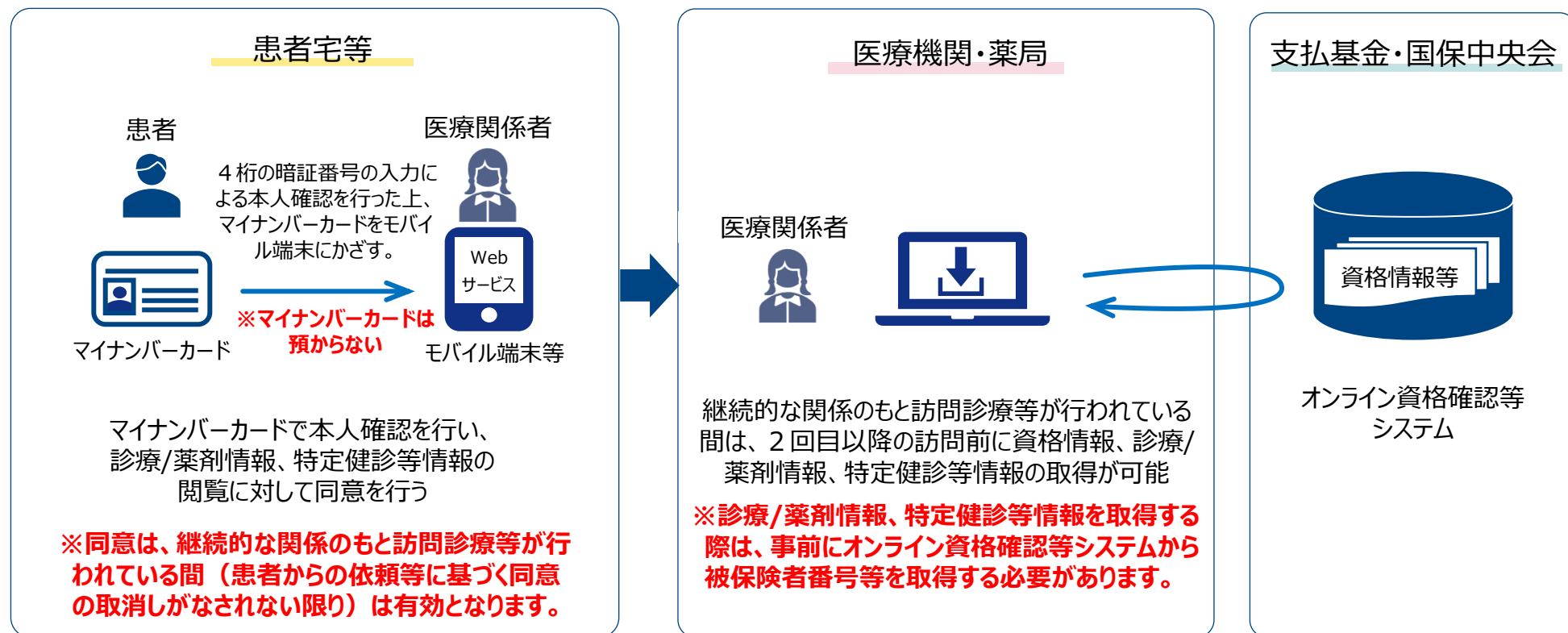
※ 初回訪問時にマイナンバーカードによる本人確認を行い同意取得を確認します。2回目以降は、初回時の同意に基づき診療/薬剤情報等について閲覧可能です。

※ 往診においては、訪問の都度、資格確認を行うとともに、薬剤情報等の提供に係る同意取得を行うこととなります。

訪問診療等におけるオンライン資格確認とは

2回目以降訪問時の診療/薬剤情報、特定健診等情報の取得

マイナンバーカードを用いて情報閲覧の同意を患者から取得した上で、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、診療/薬剤情報、特定健診等情報の取得が可能となります。



※診療/薬剤情報は、**電子レセプトから抽出された情報**となります。

※特定健診等情報は、特定健診・後期高齢者健診情報となります。

訪問診療等におけるオンライン資格確認とは モバイル端末等を用いた患者宅等での資格確認

患者宅等にてモバイル端末等を活用することで、マイナンバーカードを用いて、患者が保険資格を有しているかについて確認が可能となります。訪問診療等の実施後、医療機関等のレセプトコンピュータ等を用いて、医療機関等コードを元に患者の被保険者番号等を取得します。

患者宅等でのモバイル端末等にて閲覧可能な情報例

- ・ 氏名
- ・ 資格の有無
- ・ 負担割合情報
(証区分等の患者の負担割合が把握できる情報)

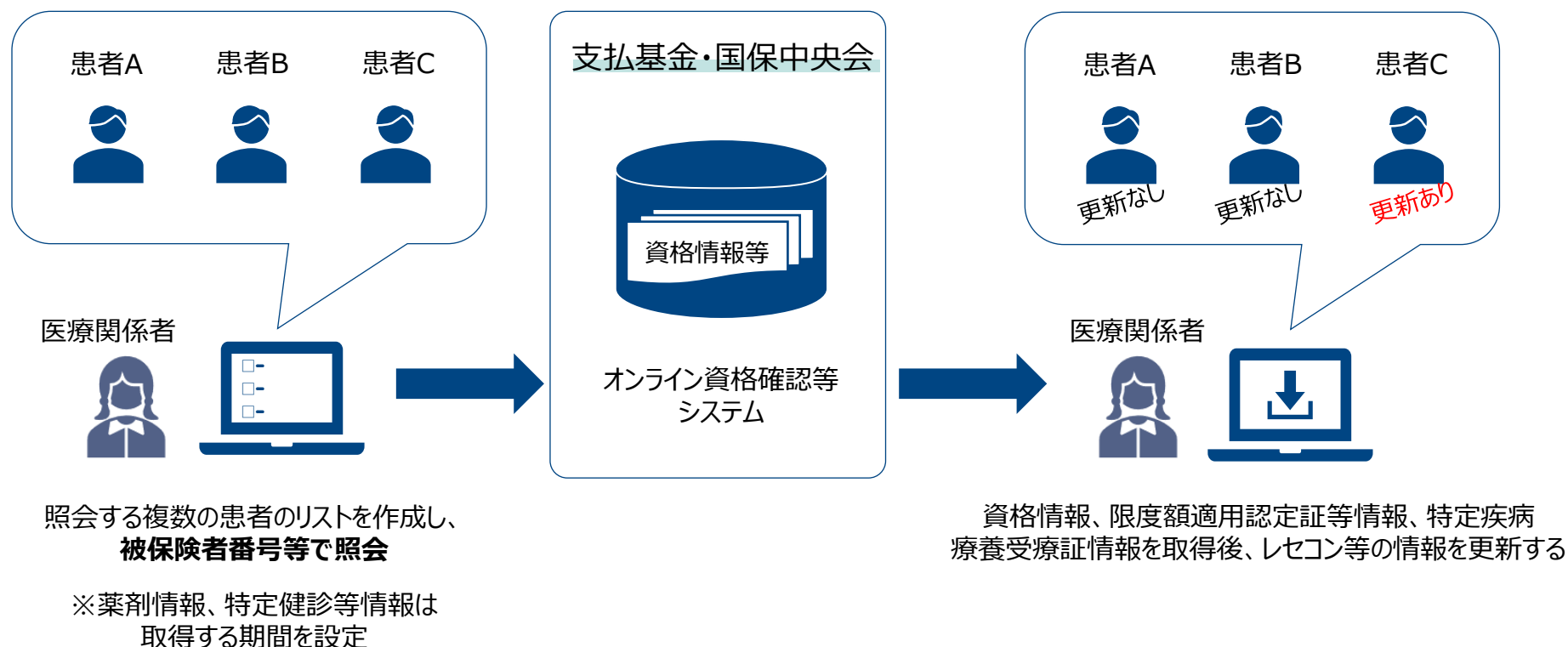
※**限度額情報等の取得には患者の同意が必要**

医療機関・薬局にて取得可能な情報例

- ・ 氏名、性別、生年月日、住所
- ・ 被保険者証区分
- ・ 被保険者記号番号/枝番/証区分
- ・ 被保険者証有効開始/終了年月日
- ・ 保険者名称
- ・ 負担割合情報

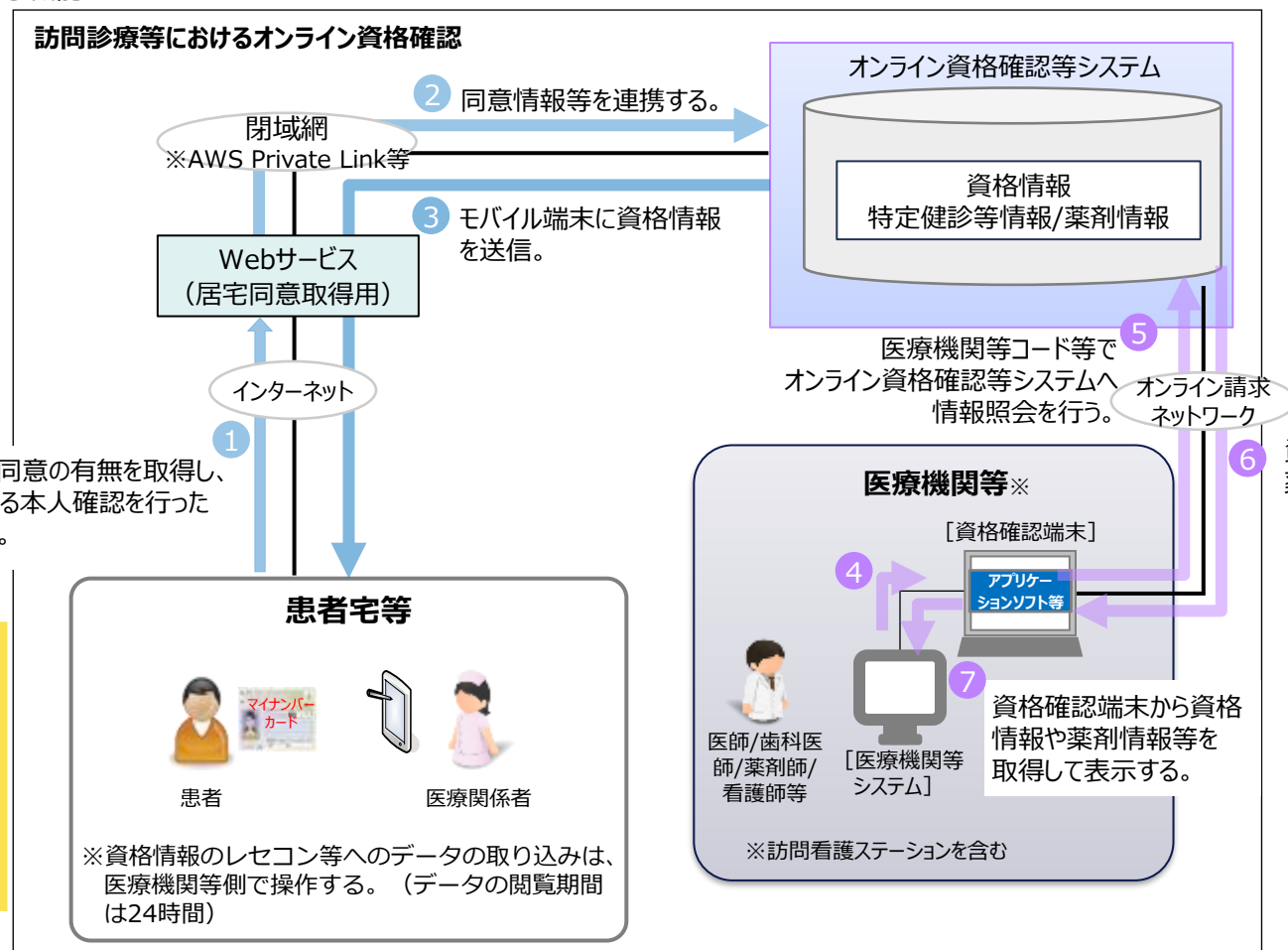
訪問診療等におけるオンライン資格確認とは 複数患者の資格情報の事前の一括確認

マイナンバーカードを用いて情報閲覧の同意を患者から取得した後は、継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、患者宅等への訪問前に最新の保険資格の確認が可能となります。
医療機関等のレセプトコンピュータ等に患者の被保険者番号等を登録したうえで、患者の資格情報等を照会する際、再照会機能を用いることで、最新の資格情報を取得可能です。また、初回時の患者の同意に基づき、診療/薬剤情報、特定健診等情報も取得可能となります。



訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（概要）

- 初回訪問時のマイナンバーカードによる本人確認に基づく資格情報の取得及び薬剤情報等の提供に関する同意は、医療関係者が持参したモバイル端末等を用いて実施する。
- 訪問診療等では医療関係者が患者宅等を訪問することから、患者のなりすましリスクが低いことを踏まえ、2回目以降は、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、医療機関等において再照会機能（※）を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の同意に基づき取得可能な仕組みとする。
- ※ あらかじめ医療機関等において、初回にマイナンバーカードの本人確認により取得した患者の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能。



(1)まず薬剤情報等の提供に関する同意の有無を取得し、
(2)次に4桁の暗証番号の入力による本人確認を行った
上、マイナンバーカードを読み取る。

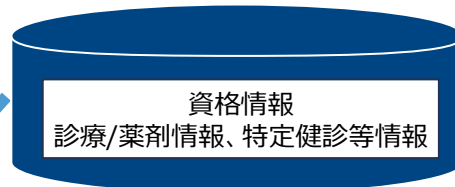
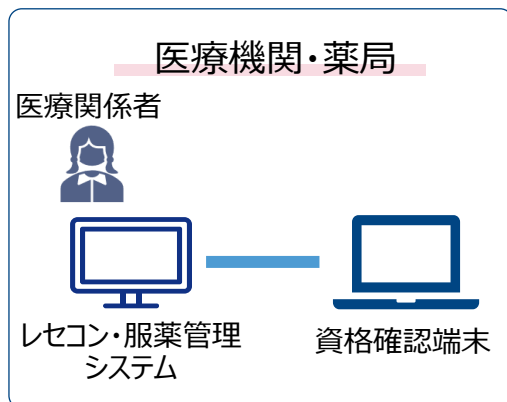
今後、モバイル端末等に専用アプリケーションをインストールし、本人確認については、

- ・ 目視確認
- 又は
- ・ 4桁の暗証番号の入力のどちらかを医療機関等が選択できる仕組みを追加予定（令和6年10月に実装の予定）

(参考) 居宅同意取得型のオンライン資格確認の仕組み

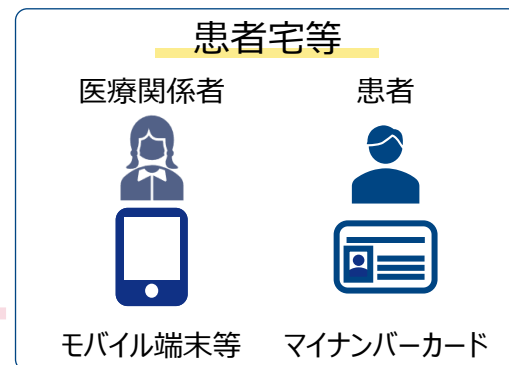
訪問診療・訪問服薬指導等

オンライン資格確認等システム



マイナ在宅受付Web
(居宅同意取得用)

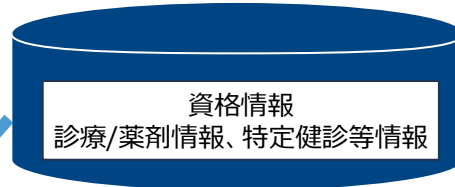
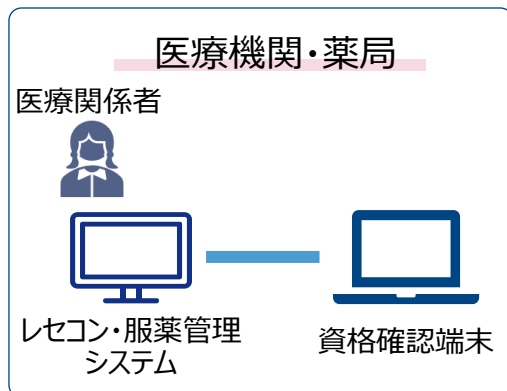
医療機関・薬局にて
URLまたは二次元バーコード生成



※ 医療機関・薬局のモバイル端末等でマイナ在宅受付Webにアクセス、マイナンバーカードの読み取り

オンライン診療・オンライン服薬指導

オンライン資格確認等システム



マイナ在宅受付Web
(居宅同意取得用)

医療機関・薬局にて
URLまたは二次元バーコード生成

+連携

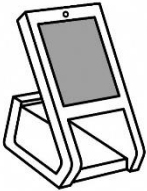
患者のオンライン診療・オンライン服薬指導アプリケーション



※ 患者のPC・モバイル端末等でマイナ在宅受付Webにアクセス、マイナンバーカードの読み取り

(参考) オンライン資格確認における本人確認方法について

○ 外来／訪問診療等／オンライン診療等によって、患者の本人確認に用いる機器や認証方法が異なります。

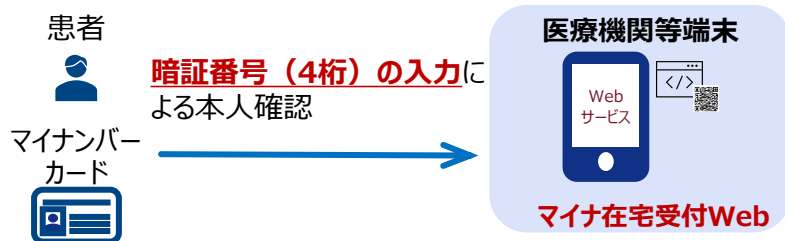
	外来	訪問診療・訪問服薬指導等	オンライン診療・オンライン服薬指導
機器	医療機関・薬局の 顔認証付きカードリーダー 	医療機関・薬局の モバイル端末やノートパソコンで 「マイナ在宅受付Web」にアクセス 	患者の モバイル端末やパソコンで 「マイナ在宅受付Web」にアクセス 
認証方法	✓ 顔認証 ✓ 4桁の暗証番号 ✓ 目視確認 (※) ※ 患者とマイナンバーカードの顔写真を確認	✓ 4桁の暗証番号 ※ 令和6年10月に目視確認を追加実装の予定	✓ 4桁の暗証番号

訪問診療等におけるオンライン資格確認とは 今後の展開（暗証番号を用いない資格確認）

令和6年10月にマイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であることを確認（目視確認）することで
資格情報の確認ができるようになる予定です。

居宅同意取得型の導入後（令和6年4月～）

- ・ モバイル端末等から**Webサービス（マイナ在宅受付Web）**にアクセスして資格確認を実施
- ・ マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、**暗証番号（4桁）の入力**による本人確認

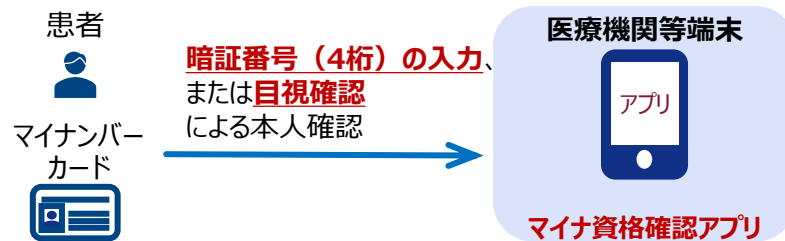


対応デバイス

- ・ ノートPC
- ・ スマートフォン
- ・ タブレット（Android OS）
※iPadは未対応

令和6年10月に実装の予定

- ・ モバイル端末等から**アプリ（マイナ資格確認アプリ）**を用いて資格確認を実施
- ・ マイナンバーカードをモバイル端末等にかざし、**暗証番号（4桁）の入力**、または**マイナンバーカードの顔写真と患者の顔が同一であることを確認（目視確認）**することによる本人確認



- ・ ノートPC
- ・ スマートフォン
- ・ タブレット（Android OS・**iOS**）
※iPadに対応

※ 引き続きWebサービス（マイナ在宅受付Web）をご利用いただくことも可能ですが、その場合、目視確認による本人確認や、iPadはご利用いただけません

医療機関・薬局での事前準備

「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコード取得方法

- 各医療機関・薬局の事前準備として、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成・取得する必要があります。
- 資格確認端末のオンライン資格確認等システムを開きます。[メニュー]にある《医療機関等別URL取得・変更》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリックします。クリックすると、「マイナ在宅受付Web」のURL・二次元バーコードを生成します。
- 表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロードして、ご利用ください。

医療機関・薬局での事前準備

資格確認端末のオンライン資格確認等システム開く
[メニュー]にある《医療機関等別URL取得・変更》から《医療機関等別URL取得・変更》をクリック

表示されたURLをコピー、または二次元バーコードをダウンロード



初回訪問時に行うこと 「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（1/2）

- マイナ在宅受付Webの資格確認において、(1)薬剤情報等の提供に関する同意取得、(2)マイナンバーカードによる本人確認、の順番で行います。
- 医療機関等のモバイル端末等から医療関係者がWebサービス「マイナ在宅受付Web」へアクセスし、はじめに、薬剤情報等の提供について、**患者**において同意の有無を選択します。(1)なお、医療関係者が画面を見せながら患者から同意の有無を確認し、入力していただくことは差し支えありません。
- 患者**において、登録する同意情報の内容を確認します。(1)

患者宅等

医療機関等のモバイル端末等を利用して、医療関係者が「マイナ在宅受付Web」へアクセス



※ モバイル端末等のセキュリティ対策について、ウイルス対策ソフトのインストールなどご留意ください。

薬剤情報等の提供に関する同意取得（マイナ在宅受付Web）

薬剤情報等の提供について、**患者**において同意の有無を選択

オンライン資格確認Web 訪問診療等

同意登録の準備と開始

「同意登録に必要な準備」が完了した後、「同意登録をする」ボタンから同意手続きを開始してください。
過去に完了した同意内容の確認・更新をした方は、右上のメニューボタンから、「すべての同意を取消す」または「同意照会・更新」を押してください。

同意登録に必要な準備

同意登録には、マイナンバーカードのご用意とマイナンバーカードへの保険証の登録を済ませていただく必要があります。

1 マイナンバーカードの準備

同意登録にはマイナンバーカードが必要になります。お手元にご準備ください。



2 マイナンバーカードへの保険証の登録

本システムのご利用にはマイナンバーカードへの保険証の登録が必要です。まだ登録がお済みでない方は、[マイナポータルサイト](#)にて登録するようにお願いします。

同意登録をする

〇〇〇〇〇医療機関

1 入力 2 確認 3 完了

同意登録

あなたの健康・医療情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します。
※この同意は、当機関から継続的に診療等を受ける一定期間、有効です。

すべての項目に同意する

同意項目については、以下の項目をご確認ください。
※ ? を押すと各項目の詳細をご確認ください。

手術情報の提供 ?

同意する × 同意しない

診療情報および薬剤情報の提供 ?

同意する × 同意しない

特定健診等情報の提供 (40歳以上対象) ?

※ 40歳未満の方は「同意しない」を選択してください。

同意する × 同意しない

限度額情報の提供 ?

同意する × 同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供 ?

同意する × 同意しない

すべての項目に同意する

同意内容を確認する

1 入力 2 確認 3 完了

同意登録内容の確認

画面下にある「同意内容を登録する」ボタンを押してください。

登録内容

手術情報の提供
同意しない

診療情報および薬剤情報の提供
同意しない

特定健診等情報の提供 (40歳以上対象)
同意しない または 40歳未満

限度額情報の提供
同意しない

特定疾病療養受療証情報の提供
同意しない

同意内容を登録する
マイナンバーカードの
利用者証明電子証明書
のパスワードを入力していただきます

選択内容を修正する

前の画面に戻ります

次頁
へ

初回訪問時に行うこと 「マイナ在宅受付Web」を用いた資格確認等の手順（2/2）

- 医療機関等のモバイル端末等にあらかじめインストールした「マイナポータル」アプリに遷移した後に、**患者**が4桁の暗証番号を入力後、マイナンバーカードをかざし、本人確認を行います（初回のみ）（2）。なお、医療関係者が4桁の暗証番号を入力する以外の操作（マイナンバーカードをかざす等）の補助を行うことは差し支えありません。
- 「マイナ在宅受付Web」に薬剤情報等の提供に関する同意情報が登録されます。
- その後、**医療関係者**は患者の資格情報を取得し、医療保険における資格確認を行います。

本人確認（マイナポータル）

患者が4桁の暗証番号を入力し、**患者**がマイナンバーカードをかざす



※ 患者が暗証番号を入力するときは他人から暗証番号がのぞかれないようにご注意ください。

同意登録、資格確認

同意登録が完了、**医療関係者**が資格情報を確認

初回訪問後に行うこと 「資格情報の確認」の手順

- 初回訪問時に資格情報の取得・同意登録が正常に完了した後、医療機関等のレセプトコンピュータ等を用いて、医療機関等コードを元に患者の被保険者番号等を取得できます。また、医療機関等ごとに任意で照会番号（診察券の番号など）を登録することで次の訪問前の照会をスムーズに行うことができます。

資格情報の照会・結果確認

レセプトコンピュータ用端末等で資格情報の照会・結果確認

患者情報

登録

シメイ	コウロウ タロウ	性別	男	資格確認日	令和元年11月1日
氏名	厚労 太郎	生年月日	昭和45年1月1日	年齢	50歳
保険者番号	12345	保険者名	XX健保	郵便番号	123-4567
記号・番号・技番	1234	5698910	01	住所	東京都港区XX-XX
患者区分	健康保険組合	本人	3割	電話番号 1	XX-XXXX-XXXX
資格取得年月日	平成28年7月1日	交付年月日	平成28年7月1日	電話番号 2	XXX-XXX-XXXX
有効期限	平成28年7月1日	～	令和4年7月1日		

照会番号登録

医療機関等ごとに任意で照会番号（診察券の番号など）を登録し、次の訪問前の照会をスムーズに行うことも可能



※ レセプトコンピュータ用端末の仕様により差異があります。

2回目以降の訪問前に行うこと 「再照会」の手順

- 2回目以降の訪問前（継続的な訪問診療等が行われている間）に、患者の最新の資格情報と患者の同意に基づき薬剤情報等の閲覧（再照会）を行う際は、レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成します。
- 作成したファイルをオンライン資格確認等システムにアップロードし、アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロードしてください。
- 薬剤情報等を閲覧する際は、レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力してください。患者から同意を取得している場合のみ、薬剤情報等を閲覧することができます。

訪問する患者情報をアップロード

レセプトコンピュータ等で資格確認一括要求ファイルを作成し、オンライン資格確認等システムにアップロード



照会結果を確認・ダウンロード

アップロード後しばらく時間をおいてから、照会結果を確認・ダウンロード



薬剤情報等の閲覧

レセプトコンピュータ等で被保険者番号等の検索条件を入力し、患者の情報を検索



※ 詳細は、「操作マニュアル(一般利用者・医療情報閲覧者編)」を参照ください。

【目次】

1. 訪問診療等におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要・スケジュール
3. ポータルサイト・問い合わせ先のご案内
4. よくあるご質問

オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入開始に向けた準備作業の概要

1.

見積依頼・発注 (令和5年11月～)

1-1

見積のご相談・ご依頼

システム導入の実態を踏まえた
見積依頼を行ってください

◆主な見積対象



モバイル端末等
(スマホ・タブレット)
(マイナンバーカードの読み取り
可能なもの。現在お使いの業
務端末も併用可)



レセプトコンピュータ
(機能追加のためのシステム改修)

< ☑チェックリスト >

- ☐ 見積のご相談・ご依頼

1-2

発注

システム事業者から
受領した見積内容を確認し、発注を行
ってください

◆発注までの流れ



見積内容の確認



発注（契約）

< ☑チェックリスト >

- ☐ 発注

2.

導入・運用準備 (令和5年11月～)

2-1

導入

再照会機能に対応するためのレセプト
コンピュータの機能追加に係る改修
を実施し、運用テストを行ってください

◆導入準備例



レセプトコンピュータの
機能追加のための改修

< ☑チェックリスト >

- ☐ レセプトコンピュータの機能追加の
ための改修
- ☐ 運用テスト

2-2

運用準備

オンライン資格確認の導
入を踏まえ、患者宅等
での業務等の変更点を
確認し、運用開始に向
けた各種準備を行って
ください

◆運用準備例



患者宅等での
業務の確認

< ☑チェックリスト >

- ☐ 患者宅等での業務
等の変更点の確認

3.

補助金申請 (導入完了後)

3-1

補助金申請

ポータルサイト等の
掲載内容を確認し、
ポータルサイトを通じて
補助金の申請を行って
ください

◆補助金申請方法



ポータルサイト
から申請

< ☑チェックリスト >

- ☐ 必要書類の受領/
準備(領収書等)
- ☐ 補助金申請
※別途申請方法は
ご案内します

上記は一般的な準備のステップとなります。各医療機関・薬局におけるシステムの導入の状況に応じて、準備作業のステップ等が異なることが想定されるため、
詳細はシステム事業者へご確認ください！

※各準備作業内容における詳細は、「【医療機関・薬局の方々へ】訪問診療等 | オンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」をご参照ください。



オンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入に向けたスケジュール

訪問診療等におけるオンライン資格確認は、令和6（2024）年4月に運用開始予定です。



訪問診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 (社会保障・税番号制度システム整備費等補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① 患者宅等でのマイナンバーカードの読取や資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (訪問診療・訪問服薬指導等)
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

※ 事業額上限は、モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円（病院）／13万円（診療所・薬局）

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を実施している場合は、この上限額となる。

※ 訪問診療のみを提供する既存の医療機関等については、オンライン資格確認のシステム本体の導入補助（ICT基金）を活用した上で、居宅同意取得型の本導入補助を受けることとなる。

【目次】

1. 訪問診療等におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要・スケジュール
3. ポータルサイト・問い合わせ先のご案内
4. よくあるご質問

ポータルサイトのご案内

医療機関等向け総合ポータルサイトでは、オンライン資格確認に関する最新情報を発信しています。
訪問診療等におけるページを設けています。
定期的に本ポータルサイトへアクセスいただきますよう、よろしくお願いいたします。



医療機関等向け総合ポータルサイト



<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

アクセスはこちらからも可能です ▶



問い合わせ先のご案内

オンライン資格確認等 コールセンター

電話



- **営業時間:** 平日8:00～18:00 土曜日8:00～16:00（いずれも祝日を除く）
- **電話番号:** 0800-080-4583（通話無料）
※問い合わせの際には、はじめに医療機関等コード、医療機関・薬局名をお伝えいただきますようご協力をお願いいたします。

問い合わせフォーム



- **操作手順**
返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。
※回答までに日数を要する場合があります。



アクセスは[こちら](#)

【目次】

1. 訪問診療等におけるオンライン資格確認の概要
2. 導入に向けた準備作業の概要・スケジュール
3. ポータルサイト・問い合わせ先のご案内
4. よくあるご質問

よくあるご質問

Question

Q 1 .患者がマイナンバーカードを保有していない場合はどうすればいいですか？

A.マイナンバーカードを保有していない場合は、現行の健康保険証または資格確認書※（令和 6 年秋の保険証廃止以降）により資格確認を行うこととなります。

※ 資格確認書は、マイナ保険証を保有していない方全てに対して、当分の間、申請によらず交付する予定です。

Q 2 .マイナンバーカードを読み取れない場合や利用者が 4 桁の暗証番号を忘れた場合はどうすればいいですか？

A.何らかの事情によりマイナンバーカードが読み取れない等の場合は、

- ① 現行の健康保険証または資格確認書
- ② マイナンバーカードと資格情報のお知らせ※

※今後保険者から加入者に通知するものとして検討

- ③ マイナポータルで確認できる資格情報の確認による対応が可能です。

なお、初回のみ 4 桁の暗証番号による本人確認を行うこととしていますが、今後、マイナンバーカードの写真と患者が一致することを目視で本人確認し、モバイル端末等でマイナンバーカードを読み取ることができるアプリを追加する予定です(令和 6 年10月に実施の予定)。

Q 3 .薬剤情報等の提供の同意を取得できなかった場合はどうなりますか。

A.薬剤情報等の医療情報については、マイナンバーカードを利用した本人確認を行った上で、利用者から同意を得た場合に提供されます。マイナンバーカードによる本人確認または患者の同意がなかった場合は、提供されません。

<参考> 用語集

用語	内容
マイナンバーカード	氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真、その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカード。ICチップにJPKI認証局が発行する署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書が格納される。
オンライン資格確認等システム	支払基金・国保中央会が管理しているシステムで、保険医療機関・保険薬局や医療保険者等を、全国規模のネットワーク回線で結び、ネットワーク回線で結ばれた医療機関等からの照会を受けて、患者の保険資格情報等を提供するもの。
モバイル端末等	患者宅等にて訪問時にオンライン資格確認等を行うためのスマートフォン・タブレット等の端末。
支払基金	「社会保険診療報酬支払基金」の略称。 国保中央会と共にオンライン資格確認等システム・オンライン請求システムの運用主体となる団体。
国保中央会	「国民健康保険中央会」の略称。 支払基金と共にオンライン資格確認等システムの運用主体となる団体。
システム事業者	医療機関・薬局のシステム（レセプトコンピュータ/医事会計システム等）の開発・導入事業者。

<参考> 外来診療等によるオンライン資格確認との違い

			外来診療等におけるオンライン資格確認	訪問診療等におけるオンライン資格確認
オンライン資格実施に関する基礎情報	初診	実施主体	患者本人	
		実施場所	医療機関等窓口	患者宅または施設
		利用端末	顔認証付きカードリーダー	モバイル端末等 ※医療機関等の端末
		実施機会	外来診療等時	初回訪問時
		認証方法	顔認証・暗証番号・目視確認	暗証番号 ※患者本人が同意内容や暗証番号の入力が難しい場合、 患者の家族や代理人等において同意内容や暗証番号の 入力を支援することが可能 ※令和6年度中に目視確認による認証を実装予定
	再診		初診（初回）と同様	医療機関等で再照会 （継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間）
資格情報		取得方式	本人認証後、 資格確認端末へ自動格納	本人認証後、 医療機関等コードで照会し、資格確認端末へ格納
診療/薬剤情報、 特定健診等情報		取得方式	被保険者記号・番号・生年月日等で照会し、 資格確認端末へ格納	被保険者記号・番号・ 枝番 ・生年月日等で 照会し、資格確認端末へ格納
		取得可能期間	同意取得時点から24時間	2回目以降の訪問診療等の実施などの際に取得 （同意取得時点から継続的な関係のもと 訪問診療等が行われている間）
		取得可能情報	診療/薬剤情報、特定健診等情報 ※マイナンバーカードによる同意取得が条件	診療/薬剤情報、特定健診等情報 ※マイナンバーカードによる同意取得が条件
再照会	取得方式		被保険者記号・番号・生年月日等で照会し、 資格確認端末へ格納	被保険者記号・番号・ 枝番 ・生年月日等で 照会し、資格確認端末へ格納
	資格情報	取得可能情報	資格有効性	最新の資格情報